

飲食店経営のみなさまへ

令和2年4月から

改正健康増進法に基づき、

飲食店は**原則屋内禁煙**です

(第二種施設)

加熱式たばこも
対象です



▼ あなたのお店に必要な対応は？ ▼

令和2年4月以前から
営業をしている

YES

NO

以下の2点の条件にあてはまる

- ・個人又は中小企業（資本金又は出資の総額）5000万円以下
- ・客席面積100㎡以下（2025年4月以降は大阪府条例に基づき30㎡以下）

YES

NO

喫煙 / 禁煙 を選択可能
喫煙を選択した場合、
健康まちづくり室へ届出を提出

原則、屋内禁煙

ただし、喫煙専用室※1
加熱式たばこ専用喫煙室※2の設置可能



※1
喫煙専用室
技術的基準を満たした
喫煙専用の部屋。**飲食不可**。
(紙巻たばこ、加熱式たばこ)



※2
加熱式たばこ専用喫煙室
技術的基準を満たした
加熱式たばこのみ喫煙可能な
部屋。**飲食可能**。

法、府条例では**望まない受動喫煙を防ぐことが、管理権原者（経営者等）の責務として求められています**。
可能な範囲で店内・敷地内等の禁煙化に向けたご検討をお願いします。

【 喫煙を選択または喫煙室を設置される場合 】

【 禁煙の飲食店 】

喫煙室の標識掲示 20歳未満立入禁止 違反時の罰則適用



標識の掲示が
義務付けられています

※標識は厚生労働省HPなどからダウンロードできます



従業員も喫煙エリアには
立入れません



義務違反時は罰則が適
用されることあります

店舗の入口付近への
禁煙の標識掲示
をお願いします。
(大阪府条例による努力義務)



↑ 禁煙標識のダウンロード

財政支援

喫煙室設置に係る経費について、国・府からの補助があります。

厚生労働省HP



大阪府HP



問合せ先

吹田市役所
健康医療部健康まちづくり室
TEL:06-6384-2614
FAX: 06-6339-2058



吹田市
Suita City

吹田市HP

